

測定局設置条件

環境部公害対策課

原則、「環境大気常時監視マニュアル(第6版、環境省 水・大気環境局)」の記載に準じた測定局が設置できる部屋等であること。設置については屋内、コンテナは問わないが以下を参考とすること。

●測定局

- ・面積 10 m² (2 × 5 m) 程度
- ・温度 18 ～ 28℃ (空調等で温度管理できること。)
- ・階層 大気の採取口が必要になるため、外壁に接しているか近い部屋であること(施錠と空調が可能であれば部屋でなくても可、また塔屋でも可)。
大気の採取口の位置は GL + 3 ～ 10 m が望ましい。
- ・屋外から大気を取り込むための配管を通すことができる貫通孔があること若しくは貫通孔を作ることができる箇所があること。なお、当該箇所の外部は周辺の建物や樹木による吹き溜まりや乱気流の発生する場所でないこと及び空調(特に GHP の室外機)や換気扇からの影響がある場所でないこと。また、大気を取り込むための配管のメンテナンスのために外部に出ることができるか、または、その配管のすぐ下に腕が出せる程度の窓が設置されていること。
- ・施錠できること
- ・庁内 LAN の配線 (有線、無線どちらでも可)
- ・換気扇があること。
- ・電源 (9 箇所、3 線式接地型コンセント ※測定機器及び PC 等要) があること。
- ・測定局内の電気使用量が分かるように子メーターを測定局入口付近の簡単に確認できる位置に設置すること。
- ・委託業者の出入り (週 1 回 + 臨時) が可能であること。

●屋外機器

- ・0.6 × 0.6 × 高さ 2 m の機器 1 台を屋外(地上、塔屋、屋上等)で人がその機器をメンテナンス可能な場所に設置できること。また、その設置場所から測定局まで有線 LAN 配線、電源(屋外電源でも可)を行うことができること。なお、その距離は 3.0 m 以内 であること (データ受信上の理由)。
- ・風向風速計 (風見鶏のイメージ) を設置するポールを立てることが可能な場所(建物屋上が望ましい)があること。また、その設置場所から測定局まで電源、有線 LAN 配線を行うことができること。ポールを支えるワイヤーを掛ける支点があること。
- ・委託業者の出入り (週 1 回 + 臨時) が可能であること。